## 相談例

大学の構内で見知らぬ男性に「アンケートに答えるだけのアルバイトをしませんか?」と勧誘された。バイトならいいかと軽い気持ちで、クラスメイトと一緒にいるいろなアンケートに回答した。

3,000 円のアルバイト代のうち 2,000 円はその場でもらったが、残りの 1,000 円は後日振り込みになると言われた。支払いに必要だからと、銀行の口座番号、キャッシュカードの暗証番号、電話番号を教えた。さらに住所確認に必要だからと、運転免許証をスマートフォンで撮影された。男性はそれらの情報をアプリに入れていた。

後日、残りのアルバイト代の支払いがなかったので、男性の電話番号に電話したところ、消費者 金融につながり、自分がスマホアプリで借金をしたことになっていると知った。

#### PRANTE

アルバイト代の支払いに必要と言われても、見ず知らずの相手に運転免許証やキャッシュカードの情報を与えないようにしましょう。運転免許証を悪用されたら、警察にも相談しましょう。

参考:(独) 国民生活センター、消費者庁のホームページ

何か裏があるかもしれないので注意しましょう。の勧誘があると思いますが、割の良いアルバイト大学や専門学校に入学すると、いろいろなアルバ・

# おかしいと思われたらご相談ください。

相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前10時~午後5時(正午~午後1時の時間を除く)

☎68-2211 (内線435)

問い合わせ先 お電話でも匿名でも、消費生活相談員がご相談をお受けしています。

②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時~午後5時(日曜日は電話のみ)

**☎**029-225-6445

③土曜日は、188 (いやや!) の消費者ホットラインで国民生活センターへ。

なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

# 商配金色品

# 小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度(経営者の退職金制度)です。

当制度は、法律(小規模企業共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。 契約者の方からお預かりしている掛金とその運用収入は、すべて契約者に還元される仕組みで、制度の運営経費は全額国からの交付金により賄われています。

# 制度の特色

掛金 1,000円~70,000円/月の範囲内(500円単位)で 自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できまた、 払い込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお 選びいただけます。

※掛金は、全額が「<u>小規模企業共済等掛金控除</u>」として課税対象 所得から控除できます。(1年以内の前納掛金も同様です)

共済金 廃業時、退職時に受け取れます。満期はありません。 共済金の受け取りは一括、分割、併用のいずれかをお 選びいただけます。共済金は税法上「退職所得扱い」 または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

契約者の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます。(担保、保証人は不要)

対象加入者 常時使用する従業員が 20 人以下(商業、サービス業では5人以下)の個人事業主および会社役員

※農業者の方や農事組合法人の役員の方も加入できますぜひご加入をご検討ください。

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417

## 消費税決算申告個別指導のお知らせ

日 時 3月23日(月) 午前10時~午後3時

場 所 利根町商工会 2階会議室

指導者 商工会顧問税理士 佐原 智一 先生 必要なもの

消費税申告書・帳簿、通帳類・印鑑・令和元年分決算書、確定申告書の控・平成 29・30年分決算書、確定申告書の控、決算手数料 10,280円 (商工会員は 5,140円) 問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417

# プレミアム付商品券の使用期限について

昨年 10 月に発行されたプレミアム付き商品券の使用期限は 3月 31 日(火)までとなります。使用期限を過ぎた場合は無効となりますのでご注意ください。





お話しします! 役場の職員が 知りたい、聞きたい



役場の仕事のことで、知りたいこと、聞きたいことなどがありましたら、あなたの地域へ、 あなたのグループのもとへ役場の職員が説明にお伺いします。

〈講座テーマの一例〉 (参考: 今和元年度のメニュー)

## 【暮らしに関する情報】

- 交通安全教室
- 防災対策について
- ふれ愛タクシーについて
- ・図書館の上手な活用方法
- ・ごみと資源の出し方について

#### 【各制度について】

- ・選挙制度について
- ・空き家・空地バンク制度について
- ・医療福祉費支給制度について
- ・後期高齢者医療制度について
- ・保護者への補助制度について

対 象

町内に在住、在勤または在学しており、10人以上で構成された団体やグループです。 ただし、営利目的や政治・宗教活動を目的とする集会は対象となりません。

開催日時

月〜金曜日 午前9時〜午後5時 【原則】(年末年始は除く) (土、日曜日の開催も可能ですので、ご相談ください。)

申し込み方法

各講座の担当課と直接ご相談の上、受講希望日の **20** 日前までにお申し込みください。

その他

会場の確保および準備については、申込者側でお願いいたします。

お気軽にお問い合わせください

9 | 令和 2 年 3 月 (No.672)